

鷹岡地区まちづくり協議会

規 約

鷹岡地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「鷹岡地区まちづくり協議会」と称し、事務局を鷹岡まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、「にぎわいあふれ、世代を超えて楽しく、安全に暮らせるまち鷹岡」の実現に向け、まちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区まちづくり行動計画の策定・改定及びそれに基づく事業の実施
- (2) 地区情報を住民に発信する。
- (3) 加盟する団体間の情報共有・連携を推進するための取り組みを行う。
- (4) 地区住民のふれあいと連帯感を図る為に「鷹岡地区さくら祭り」及び各種行事を行う。
- (5) 地域力を高めるための取り組みを行う。
- (6) その他本会の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、鷹岡地区在住の区民により構成する。

2 委員は、次の基準により選出された者とする。

- (1) 各区から選ばれた区長
- (2) 区長会からの推薦者及び地区団体から選出された者
- (3) 本会で必要と認めた者

3 委員は、総会の承認をもって定める。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 部 会 長 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名
- (7) 事 務 局 若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員より選出し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代行する。

- (3) 理事は、本会の運営に参加する。
- (4) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。また部会の協議内容・進捗状況について、役員会に報告する。
- (5) 会計は、本会の出納を統括する。
- (6) 監事は、本会の会計事務等を監査し、総会においてその結果を報告する。
- (7) 事務局は、会長の任務を補佐するほか、本会の事務を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任は妨げないものとする。なお、任期満了後も後任の役員が選出されるまでは、引き続きその任務にあたるものとする。また、補欠の役員任期は前任者の在任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会に諮り委嘱する。

3 顧問は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、委員をもって構成する。

(総会の機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区別行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 委員・役員を選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 役員会に委任する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の開催)

第12条 通常総会は、会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 委員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。

(総会の定足数)

第15条 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を委任できる。

2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項・議決事項・議事の経過の概要及びその結果

第4章 役員会

(役員会の機能)

第19条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 地区別行動計画の策定・改定及びそれに基づく事業の実施に関する事
- (4) 各部会の活動状況の把握および推進に関する事
- (5) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第20条 役員会は、毎月1回程度とする。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が招集する。

第5章 部会

(部会)

第22条 本会に次の部会を置く。その目的は以下のとおりとする。

- (1) 安全部会 交通安全・防犯・青少年健全育成に関する事
- (2) 防災部会 防災(地震・噴火・防火・水防等)に関する事
- (3) 福祉部会 福祉に関する事
- (4) 環境部会 生活環境(騒音、公害、道路・河川整備)の改善・整備に関する事
- (5) 子供部会 「地域で子供を育てる」取り組みに関する事
- (6) 文化部会 文化分野の推進を手段としてまちづくりを図る事
- (7) 体育部会 スポーツ分野の推進を手段としてまちづくりを図る事
- (8) 広報部会 まちづくり新聞の発行等地区の情報発信に関する事

2 部会を構成する団体は、役員会で選定し、総会の承認を経て決める。

3 部会に、部会長1名、副部会長1名以上を置く。

- 4 1項の部会の他に、特別部会を設置することができる。
- (1) 特別部長および部会員は、役員会にて選任する。
- (2) 特別部会の設置期間は、当該業務が終了するまでとする。

第6章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、区民からの会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 区民からの会費は、1戸200円とする

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、役員で作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算は役員で作成し、決算については監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(但し、年間事業の内、さくら祭りの準備に関することは、さくら祭りが開催される該当年度扱いとする。)

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第27条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。ただし、諸規程の変更は、役員会で行い、総会に報告する。

第8章 雑則

(情報の公開)

第28条 本会の運営及び事業等に関する情報は、委員に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(諸規程)

第29条 本会は、諸規程を別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 7年 5月16日から施行する。

鷹岡地区まちづくり協議会 諸規程

第1条 役員の選出

- 1 会 長 役員会に選考委員会を設け協議選出
- 2 副会長 //
- 3 理 事 区長、生涯学習推進会副会長
- 4 部会長 各部会内で選出
- 5 会 計 会長が選出
- 6 監 事 区長会・生涯学習推進会の会計
- 7 事務局 会長が委員より選任（元区長・生涯学習推進会正副会長等より）

第2条 祝儀

- 1 北西部ブロック内（広見・天間・丘）の各まちづくり協議会から招待を受けた催事（さくら祭り、夏祭り、梅まつり）については、5,000円を上限に支出する。
- 2 加盟団体から招待を受けた催事（総会は除く）については、3,000円を支出する。
- 3 上記以外は役員会で協議決定する。

第3条 弔意見舞金

- 1 役員が死亡した場合、香典5,000円と花輪1基を贈る。
- 2 役員が7日以上入院した場合、見舞金5,000円を贈る。
- 3 上記以外は役員会で協議決定する。

第4条 旅費・会議費

- 1 会長が出席を要請する、鷹岡地区外で開催する会議・研修会・講演会等について、その要請を受けて出席した者に対して、交通・宿泊費・食事代等の実費を支給する。
- 2 上記以外は役員会で協議決定する。

第5条 表彰

- 1 永年（3年以上）に渡る、または著しい功績のあった者に対し、会長は感謝状等により表彰することができる。
- 2 上記以外は役員会で協議決定する。

第6条 その他

- 1 備品の管理は備品台帳により行う。

付則

- この諸規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この諸規程は、平成27年 5月15日から施行する。
この諸規程は、令和 7年 5月16日から施行する。